

1. 取引の概略

株式発行会社・・・少数株主から自己株式を取得
少数株主（個人）・・・株式発行会社に持株を譲渡→持株割合が下がる
大株主（個人）・・・株式の譲渡は行わないが、持株割合が上がる

2. 譲渡した少数株主への課税

（1）譲渡所得税

株式を譲渡した事により、譲渡所得税が課税されます。
譲渡価額から取得費を控除した金額がプラスであれば、
その差額（譲渡所得）の20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
に対して課税が行われます。

（2）みなし配当

譲渡対価のうち、その譲渡した株式に対応する資本金等の額を超える部分が
配当所得として課税されます。税率は20.42%です。
なお、みなし配当は
譲渡対価を受け取った株式発行法人側で源泉徴収義務がありますので、
少数株主側では源泉徴収後の金額が手取り額となります。

3. 発行法人側での課税

学説が複数ありますが、発行法人側では自己株式の取得は
資本等取引になるため、法人税の課税関係は生じません。
ただし、時価とかけ離れた金額での譲渡（低額譲渡・高額譲渡）の場合には、
時価との差額に課税が行われる可能性があります。
また、2（2）のみなし配当が生じる場合に、源泉徴収の義務が生じます。

4. 少数株主（譲渡株主）以外の株主（残存株主）に対する課税

意外な事に、株式を譲渡した株主以外の株主についても、
金銭等の授受がないにも関わらず、課税関係が生じる事があります。
それは株式の譲渡により、
残存株主の所有する株式の価額が大きく変動する事によります。

（1）低額譲渡の場合

低額譲渡が行われた場合、
法人の純資産の減少が僅かであるにも関わらず、株数が減少します。
すなわち、「法人の純資産額/株数=1株あたりの純資産額」が
増加する事により、残存株主の株式の価値が増加する事になります。

先日クラウド会計のセミナーで、
2011年に小学校に入学した子供のうち約半数が
大学卒業後、今は存在しない職業に就くとの予測があるという話を聞きました。

政府も2020年から
小学校でプログラミングが必修になる方向で進めているとのことで、
子供への教育に自分の経験が活かされるか不安です。
しかし、人として相手を思いやる心や感謝の心は、いつの時代も変わらないので、
基本がしっかりできるように教育し、
新しいスキルは子供から学ぼうかと思えます。

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

☆広告

★ツイッターにてつぶやき中！

フォロワー！@kudan-kaikei（フォロー返します☆）

★FaceBook 始めました！

「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！

「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！ 現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。
その中でお客様を紹介するページを設けました。

御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、

是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。
次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も

対象にお送りしております。

配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。

なお、このメールには返信いただけませんので、お問い合わせ等ございましたら

各担当者又は下記連絡先までお願い致します。

info@kudan-tax.jp

★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆九段会計事務所☆☆☆☆☆☆☆☆

〒102-0074

東京都千代田区九段南 4 - 3 - 1

滝ビル 3 F

TEL 03-3222-5271

FAX 03-3222-5270

URL <http://www.kudan-tax.jp/>

mail info@kudan-tax.jp